

医療法人養和会 居宅介護支援センター仁風荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人養和会（以下「本会」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）は、要介護者等の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅介護事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して事業を行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他のサービス提供事業者、介護保健施設等との連携に努める。
 - 5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次の通りとする。
- (1) 名 称：居宅介護支援センター仁風荘
 - (2) 所在地：鳥取県米子市上後藤3丁目5-1

(従業者の種類、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援センター仁風荘（以下「本所」という。）に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次表の通りとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	常勤1名	・本事業の利用の申し込みに係る対応 ・介護支援専門員その他の従業者の管理、指導 ・その他本事業の業務の統括
介護支援 専 門 員	常勤2名 以上	・居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の通常の営業日及び営業時間は、次表の通りとする。

営業日	毎週 月～土曜日 (国民の祝日、8月13日～8月15日及び1月1日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

- 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を敷くものとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 本所の相談室及び居宅など
- (2) 使用する課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所 : 本所の会議室及び居宅など
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 最低月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における当該計画の実施状況の把握、及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、米子市内とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担はない。

- 2 通常の事業の実施範囲以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、一律200円を徴収する。
- 3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、当該サービスの内容及び費用について、利用者又はその家族に対しあらかじめ説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 本事業の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を正当な理由なく漏洩してはならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会が定める。

(附則)

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 19 年 10 月 1 日改訂

平成 28 年 6 月 1 日改訂